

2 惡質商法

「私に限ってだまされたりしない」なんて思っていませんか？
悪質商法は様々な手法で誘ってきます。
若者に被害が多い商法は、次の4種類。ご注意ください！

1 キャッチセールス

「アンケートに協力してください」「手相を見せてください」などと街頭で声をかけ喫茶店などに連れて行き、商品やサービスの契約をさせる商法。

【例】 化粧品、健康食品、絵画、エステなど。

対策 相手にしないで、断る。喫茶店などについていたら大変。
契約するまで帰してくれないかも。



2 アポイントメントセールス

「当選しました！すてきなプレゼントを取りに来て」などと誘いの電話で、営業所などに呼び出し、商品やサービスの契約をさせる商法。

【例】 英会話教材、アクセサリーなど。

対策 プレゼント目当ての誘いに乗ってはダメ！



3 マルチ商法

会員になり、友達を販売員として次々紹介すれば紹介料が入る良いアルバイトがあるなどと誘う。販売組織を連鎖的に拡大する商法でネットワークビジネスとも呼ばれる。

【例】 健康食品、洗剤、化粧品など。

対策 簡単に儲かるような「うまい話」は要注意！
商品は売れず高額なローンだけが残ることも！
誘われるまま高額なローンの契約をしてはだめ！



途中解約・返品のルールが特定商取引法40条の2で規定されている。
契約の締結勧説に事実と違うことを告げたり故意に事実を告げなかつたりして、消費者が契約した場合は契約を取消すことができる。

4 詐欺請求(不当・架空請求)

メールやはがきでの架空請求が送られてくることがあるが、心当たりのないメールは削除、はがきは無視して連絡をとらないように！



悪質商法にあわないための6か条



- はっきり断る。うまい話はうのみにしない。
- 簡単にドアを開けて家に入れない。
- その場ですぐに契約したり現金を渡したりしない。
- 契約書や申込書はよく読む(分からぬ所は家人などに聞く)。
- ひとりで決めずに家族・知人と相談する。
- 雑誌などの広告「無料」や「格安」に惑わされない。

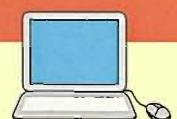
!
名義貸しはダメ！「ノルマ達成のため」「謝礼をあげる」と言われても支払いはあなた！

!
「今なら格安」「お試し期間の特別料金」「効果がなければ全額返金」などのおいしい話には、要注意

電子メールの心得3か条

- 出会い系サイトや迷惑メールにアクセスしない。
- 間違いメール、架空請求は削除。
- ワンクリック詐欺にあっても支払わないで、消費生活センターや警察署に相談を！

※ケータイの固体識別番号から個人情報(氏名・住所)はわからないので安心して！



インターネットショッピングは
下のマークを参考に信頼できる業者から購入

